

二本松市下水道事業会計規程（抄）

平成17年12月 1 日

公企規程第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、二本松市下水道事業（二本松市下水道条例（平成17年二本松市条例第209号）第 2 条第13号並びに二本松市安達処理区及び岩代処理区下水道条例（平成17年二本松市条例第210号）第 2 条第13号及び第14号に規定する二本松処理区、安達処理区及び岩代処理区に係る下水道事業をいう。以下同じ。）の会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第 4 条 この規程に定めるもののほか、二本松市下水道事業の会計に関しては、二本松市下水道事業会計規程（平成17年二本松市公営企業規程第 2 号）を準用する。